

第一百三十条第一項、第一百三十

一条第四項（第一百四十条第一項

項において準用する場合を含む。）及び第一百四十三条第四

項（同条第八項及び第十項において準用する場合を含む。）

む。）商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日（同法第二百三十条ノ七第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により株券喪失登録が抹消されたときは、同

第一百四十六条第二項

同項の投資証券に係る除権決定の正本又は謄本その他の主務省令で定めるものを添付して請求があつた場合には、遅滞なく

十条ノ七第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により株券喪失登録が抹消されたときは、同

第一百三十一条第四項及び第一百四十三条第四

項

（

<p>法第二百十六条第一項又は第二百二十条第四項（同法第二百十三条第二項において準用する場合を含む。）の期間内に利害関係人が異議を述べなかつた場合におけるその期間満了の日。以下この条において同じ。）において</p> <p>株券喪失登録がされた株券の株式についてのその日における名義人（同法第二百三十条第二項に規定する名義人をいい、同法第二百三十条ノ六第</p>	<p>当該請求を行つた者（以下この条において「請求者」という。）</p>
--	--------------------------------------

第一百四十六条第三項	
商法第二百三十条ノ八第一項 に規定する日以後	<p>四項又は同法第二百三十条ノ七第三項の規定により名義書換をしたものとみなされる株券喪失登録者（同法第二百三十条ノ二第二項に規定する株券喪失登録者をいう。）を含む。以下この条において同じ。）</p>
同項の請求があつた場合には	請求者が当該申出の日

			第一百四十六条第三項第 二号	名義人	請求者
第一百五十三条第一項	特定の種類の株式が振替株式 となる前に当該株式	商法第二百三十条ノ八第一項 に規定する日の前に株券喪失 登録がされた株券の株式	第一百四十六条第二項に規定する請求の日の 前に当該請求に係る投資口	投資口が振替投資口となる前に当該投資口	
第一百五十五条第三項	同項に規定する日後に、第一百 四十六条第一項の振替株式	当該請求の日後に、当該投資口			
ノ五第一項の金銭の分配を受 ける権利	消却され、又は転換された 権利及び同法第二百九十三条 の権利	払い戻された			

				第一百五十五条第三項第 四号
				前号に規定する
				発行者が議決権を行使する者のみを定める ために投資信託及び投資法人に関する法律 第八十二条第三項において読み替えて準用 する商法第二百二十四条ノ三第一項の規定 により一定の日を定めた
第一百五十七条第一項	消却又は転換	払戻し	消却	第一百五十七条第二項
商法第二百二十一条第一項本文				
、利益若しくは利息の配当、 同法第二百九十三条ノ五第一 項の金銭の分配又は資本若し くは資本準備金若しくは利益	又は同法第三百三十六条第一項の規定による 金銭の分配	六条第一項		

			準備金の減少に伴う払戻し
第一百五十七条第五項	消却	株式申込証	投資口申込証（投資信託及び投資法人に関する法律第七十一条第一項及び第一百二十二条第一項の投資口申込証をいう。以下同じ。）
第一百五十八条第二項第一号			
第一百五十八条第四項	若しくは新株引受権証書に記載し、又は商法第二百八十一条第二項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替株式の発行者に示さなければならない。	若しくは新株引受権証書に記載しなければならない。	投資口申込証（投資信託及び投資法人に関する法律第七十一条第一項及び第一百二十二条第一項の投資口申込証をいう。以下同じ。）
第一百五十九条第一項第二	商法第二百十五条ノ二、第二	第二百五十六条第一項及び投資信託及び投	

第一百五十九条第一項第 三号	<p>百十九条第一項、第二百八十 条ノ四第三項（同法第二百八 十条ノ二十五第三項及び第三 百四十一條ノ十五第四項にお いて準用する場合を含む。）</p> <p>又は第三百七十四条ノ七第一 項（同法第三百七十四条ノ三 十一第三項において準用する 場合を含む。）</p>
	<p>とき（当該発行者が商法第二 百九十三条ノ五第一項の規定 により定款をもつて営業年度 中の一定の日を定めている場</p>

			合にあつては、営業年度」と に、その日が到来したとき (第一号に該当するときを除 く。)。
第一百六十条第一項	株主（当該発行者が同項の規定により定款をもつて営業年度中の一定の日を定めている場合にあつては、営業年度」とのその日の株主）	投資主	
商法第二百二十三条规定			
前二項	二条第一項	同法第七十九条规定	
第一百六十条第三項	同法第二百六条规定	同法第七十九条规定	
	第一項		

株主名簿又は端株原簿	生じたとき又は単元未満株式 が生じたとき	投資主名簿
第一百六十二条第一項	又は当該単元未満株式について ては、当該端数又は当該単元 未満株式の数を一単元の株式 数で除した数（これらの数に	については、当該端数（
第一百六十九条第一項第 二号	商法第二百六条第一項 第十条第一項において準用する 場合を含む。）	投資信託及び投資法人に関する法律第七十 九条第一項
第一百三十二条第四項（第一百四 十一条第一項において準用する 場合を含む。）	第一百三十二条第四項	同項第九号

			(第一百四十条第一項において 準用する場合を含む。)
五百六十九条第一項第 五号	第一百四十二条第一項前段 (同 条第九項及び第十項において 準用する場合を含む。)	第一百四十二条第一項前段	
第一百六十九条第一項第 六号	同条第一項第七号 (同条第九 項及び第十項において準用す る場合を含む。)	同項第七号	第一百四十二条第一項前段
同条第四項第九号 (同条第八 号)	第一百四十三条第四項 (同条第 八項、第十項、第十一項及び 第十三項において準用する場 合を含む。)	第一百四十二条第四項	

項、第十項、第十一項及び第

十三項において準用する場合

を含む。)

(発行済みの投資口を振替投資口とする場合の特例)

第二百五十三条 発行者が投資法人の成立後に投資口について第十三条第一項の同意を与えるとする場合に、当該投資口の質権者であつて投資主名簿（投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第一項に規定する投資主名簿をいう。以下同じ。）に記載又は記録がされていない者が、前条において読み替えて準用する第二百三十一条第一項の公告の日から同項第一号の一定の日の前日までの間に、当該質権者の氏名又は名称及び住所を投資主名簿に記載又は記録をすることを請求したときは、発行者は、当該投資口について当該請求をした質権者の氏名又は名称及び住所並びに質権者の請求による記載又は記録である旨を投資主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

(振替投資口の払戻しに関する記載又は記録手続)

第二百五十四条 特定の銘柄の振替投資口について、その払戻しを受けようとする加入者は、抹消の申請

をしなければならない。この場合において、当該申請は、抹消によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において次項の規定により示されたと、従い、当該申請に係る振替投資口について、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3 第一項前段の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 1 当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替投資口の銘柄及び口数
- 2 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別
- 3 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替投資口についての投資主の氏名又は名称及び住所並びに第一号の口数のうち当該投資主との口数

4 第一項前段の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を

執らなければならぬ。

一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における次に掲げる記載又は記録

イ 前項第一号の口数についての減少の記載又は記録

ロ イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第三号の投資主ごとの口数の減少の記載又は記録

5 一 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第一号の規定により示された事項の通知

一 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならぬ。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第一号の口数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

- 6 前項の規定は、同項第一号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。
- 7 発行者は、投資主に対し、振替投資口の払戻しをすると引換えにその口座における当該振替投資口の銘柄についての当該払戻しに係る振替投資口の口数と同口数の抹消をその直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

（振替投資口を投資証券とみなす投資信託及び投資法人に関する法律の特例）

- 第二百五十五条 振替投資口に関する投資信託及び投資法人に関する法律第百九十六条第一項及び第二項、第一百九十七条並びに第二百十九条の規定の適用については、振替投資口は、投資証券とみなす。

（振替投資口の併合に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例）

- 第二百五十六条 発行者は、振替投資口について投資信託及び投資法人に関する法律第八十五条第一項の規定により投資口の併合をしようとする場合には、その旨及び当該発行者の定める一定の日においてその効力が生ずる旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、投資口の併合は、同項の一定の日にその効力を生ずる。

(振替投資口の発行無効判決が確定した場合に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例)

第二百五十七条 発行者は、振替投資口の発行を無効とする判決が確定したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(振替投資口についての投資信託及び投資法人に関する法律の適用除外)

第二百五十八条 振替投資口については、投資信託及び投資法人に関する法律第七十八条第三項から第五項まで、同条第六項において準用する商法第二百七条、投資信託及び投資法人に関する法律第八十三条第二項から第四項まで、同条第五項において準用する商法第二百二十六条ノ一、投資信託及び投資法人に関する法律第八十四条、同法第八十五条第二項において準用する商法第二百二十四条第三項、第二百十五条规定及び第二百十六条、投資信託及び投資法人に関する法律第八十六条第四項において準用する商法第二百二十条第四項並びに投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十二条第一項において準用する商法第二百八十八条ノ十七第二項の規定は、適用しない。

第二節 協同組織金融機関の優先出資の振替

(権利の帰属)

第二百五十九条 優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三条第一項に規定する優先出資をいう。以下この節において同じ。）で振替機関が取り扱うもの（以下この節において「振替優先出資」という。）についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 発行者が、その優先出資について第十三条第一項の同意を与えるには、理事（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第七項に規定する理事をいう。）の決定によらなければならない。

(優先出資証券の不発行等)

第二百六十条 振替優先出資については、優先出資証券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二百六条第一項に規定する優先出資証券をいう。以下この節において同じ。）を発行することができない。

2 振替優先出資の優先出資者（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十二条第一項に規定する優先出資者をいう。以下同じ。）は、当該振替優先出資を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定に

より第二条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失つた場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替優先出資が振替機関によつて取り扱われなくなつたときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、優先出資証券の発行を請求することができる。

3 発行者が発行済みの優先出資について第十三条第一項の同意を与えた場合には、優先出資証券（公示催告手続が行われているものを除く。）は、次条において読み替えて準用する第一百三十一条第一項第一号の一一定の日において、無効とする。

4 次条において読み替えて準用する第一百三十一条第一項第一号の一一定の日において公示催告手続が行われている優先出資証券は、次条第一項において準用する第一百四十六条第四項において読み替えて準用する第一百三十一条第五項の規定による増加の記載又は記録がされた日において、無効とする。

（優先出資に関する株式に係る規定の準用）

第一百六十一条 第七章の規定（第一百二十八条、第一百三十四条第七項、第一百三十八条から第一百四十一条まで、第一百四十二条第九項及び第十項、第一百四十三条第八項から第十四項まで、第一百四十四条第七項から

第十項まで、第一百四十五条第五項及び第六項、第一百五十三条第六項、第一百五十四条第六項、第一百五十五条第三項第三号、第一百五十八条第一項、第二項第三号及び第四号並びに第五項、第一百六十条第二項、第一百六十四条から第一百六十八条まで並びに第一百六十九条第一項第三号及び第四号の規定を除く。次項において同じ。）は、優先出資について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これららの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

商号	名称
数	口数
総数	総口数
株主名簿	優先出資者名簿
振替数	振替口数
発行総数	発行総口数
消滅会社	消滅協同組織金融機関

新設会社	新設協同組織金融機関
存続会社	存続協同組織金融機関
超過数	超過口数
合計数	合計口数
特定被通知株主	特定被通知優先出資者
少数株主権等	少数優先出資者権等
株式申込証	優先出資申込証
新株引受権証書	優先出資引受権証書
営業年度	事業年度
特別株主	特別優先出資者
一株	優先出資一口

2 第七章の規定を優先出資について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政

令で定める。

第一百二十九条第三項第四号	第一百三十一条第一項	株主（端株主を含む。以下同じ。）	優先出資者
株主名簿	第一号の 一月前までに	会社の成立後に その旨、第一号の一月前までに公告し、かつ、 優先出資者名簿（協同組織金融機関の優先 出資に関する法律第二十四条に規定する優 先出資者名簿をいう。以下同じ。）	優先出資者 の旨、第一号の一月前までに公告し、かつ、 優先出資者名簿（協同組織金融機関の優先 出資に関する法律第二十四条に規定する優 先出資者名簿をいう。以下同じ。）
次項本文（第一百四十条第一項）	記載又は記録	記載	次項本文